

令和8年度 小田原市久野霊園「合葬式墓地」の 募集について

申込期間

令和8年9月14日（月）～令和8年10月16日（金）

〈イメージ図〉



問い合わせ

小田原市 建設部 みどり公園課 電話：0465-33-1583（直通）
受付時間 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日除く）

目次

令和8年度 小田原市久野霊園「合葬式墓地」の募集について

- 申込期間・方法
- 合葬式墓地の概要
- 合葬式墓地募集数と使用料及び管理料
- 申込対象
- 注意事項等
- 申込みから抽選結果のお知らせまでの流れ
- 当選者の手続きについて(使用料及び管理料の納付から使用開始までの流れ)

申込期間・方法

○申込期間：令和8年9月14日(月)～10月16日(金)

○申込方法：小田原市みどり公園課(市役所5階)まで直接必要書類を持参

合葬式墓地の概要



〈イメージ図〉

合葬式墓地は、一つの墓地の中に多数の焼骨等を一緒に埋蔵する施設です。使用許可日から20年間は骨壺に入った状態で納骨室に埋蔵し、その後は納骨袋に入れ替えて合祀室に移します。

参拝者が納骨室・合祀室へ立ち入ることはできませんが、合葬式墓地正面の参拝所で焼香や献花等を行うことができます。

合葬式墓地募集数と使用料及び管理料

対象	募集数	使用料(焼骨1体あたり)	管理料(焼骨1体あたり)
申込対象(1)を参照	50 件	60,000 円	10,000 円(永年)

(1) 申込多数の場合は抽選を行います。

(2) 使用料及び管理料は使用許可の際に一括で納付いただきます。(1回限り)

なお、使用料の免除や猶予の制度はありません。

申込対象

(1)申込みできる人

・応募の時点で市内に1年以上居住されている方

※久野霊園区画墓地使用者が合葬式墓地を使用する際は区画墓地を返還していただきます。

(2)埋蔵できる焼骨等

①申込みの時点で申請を行う者が現に有している焼骨等

②申請を行う者が死亡した際の焼骨等(生前申込み)

※使用許可を受けた日より20年が経過してから埋蔵する場合は直接合祀室に埋蔵されます。

注意事項等

- 1 合葬式墓地使用許可を受けた方は、使用許可を受けた日から3年以内に該当の焼骨等(申込みした本人が死亡した際の焼骨等を除く)を埋蔵してください。
- 2 合葬式墓地には、使用許可の対象となった焼骨等以外のものは埋蔵できません。
- 3 合葬式墓地に埋蔵する際に使用できる焼骨の容器の基準は次のとおりです。
 - (1)幅及び奥行が22センチメートル以下であること
 - (2)高さが27センチメートル以下であること
 - (3)材質が陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること
 - (4)桐箱、骨覆等の外装を施していないこと
- 4 区画墓地と合葬式墓地を同時に使用することはできません。合葬式墓地を使用する際は、使用者の負担で区画墓地を原状復旧(墓石等撤去)の上、市に返還してください。
- 5 区画墓地の現状復旧について、石材店等の指定はありません。
- 6 納付済みの区画墓地の管理料は、現状復旧後、月割りにより算出した額で返還します。
区画墓地の使用料は、使用許可を受けた日から3年以内に返還があった場合のみ、一部を返還します。
- 7 焼骨等は、許可のあった日から20年間は納骨室に骨壺に納めた状態で埋蔵し、20年経過後は骨壺から納骨袋に入れ替え、他の焼骨等と一緒に合祀します。なお、合祀した焼骨等は返還いたしません。
- 8 生前申込みができるのは、申請の際に、使用許可の申請を行う者に記載された方のみです。
(配偶者等含む)
- 9 申込みした本人が死亡した際の焼骨を埋蔵する際に許可のあった日から20年以上が経過していた場合は、納骨室への埋蔵は行わず、焼骨等を納骨袋に移し替え、他の焼骨等と一緒に合祀します。
- 10 申込みした本人が死亡した際の焼骨については、その死後3年以内に合葬式墓地への納骨手続きをいただけるよう、予めご準備ください(市が埋蔵手続きをすることはありません)。
- 11 次の事由に該当すると、使用許可が取り消される場合があります。その場合、使用料及び管理料は返還されません。
 - (1)許可を受けた使用目的以外に霊園を使用したとき
 - (2)合葬式墓地を使用する権利を譲渡、または転貸したとき
 - (3)合葬式墓地の使用許可(自己の焼骨等を埋蔵するための使用許可を除く)を受けた日から3年以内に該当する焼骨等を埋蔵しないとき
 - (4)小田原市久野霊園条例又は小田原市久野霊園条例施行規則に違反したとき
- 12 納骨室及び合祀室には立ち入ることはできません。
- 13 埋蔵者の氏名等を表示する設備はありません。

申込みから抽選結果のお知らせまでの流れ

申込期間	令和8年9月14日(月) ～10月16日(金)まで	申込みに必要となる書類 ○小田原市久野霊園合葬式墓地使用許可申請書 ○申請者の世帯全員・本籍の記載がある住民票の写し 【焼骨をお持ちの方】 ○埋火葬許可証、焼骨一時預かり証明、改葬許可証のいずれかの原本 【生前申込みの方】 ○必要に応じて戸籍謄本 【区画使用者の方】 ○小田原市久野霊園使用許可書(区画墓地)の写し ※申請書の記載において、内容が不明確な場合は無効となる場合があります。
------	------------------------------	---



抽選番号通知	令和8年10月22日(木) 以降	○申請者全員に「抽選番号通知書」を送付します。 ※申請者数が募集数に満たなかった場合は、抽選を行わない旨のお知らせを送付します。
--------	---------------------	---



公開抽選会 (自由参加)	令和8年11月2日(月)	○場所:小田原市役所けやき 大会議室 - 時間:未定(後日連絡します) ※公開抽選会への来場は任意です。抽選結果に影響はありません。
-----------------	--------------	--



抽選結果の 通知	令和8年11月16日(月) 以降に発送	○申請者全員に、郵便で抽選結果(当選・補欠・落選)をお知らせします。 <u>なお、抽選結果の電話でのお問い合わせは固くお断りします。</u> ※令和8年11月30日(月)までに「抽選結果通知書」が届かない場合は、みどり公園課(0465-33-1583)までお問い合わせください。
-------------	------------------------	---

当選者の手続きについて(使用料及び管理料の納付から使用開始までの流れ)

使用料及び管理料の納付	令和8年12月15日(火)まで	抽選結果通知書に同封する納入通知書で納付してください。 ※令和8年12月15日(火)までに納付されないときは、使用許可を取り消します。
-------------	-----------------	--



許可書の交付	令和8年12月1日(火)以降	使用料・管理料の納付が確認できましたら、小田原市久野霊園合葬式墓地使用許可書を交付(郵送)します。
--------	----------------	---



使用開始	令和8年12月1日(火)以降～	合葬式墓地への埋蔵(区画墓地からの改葬)の受け付けを開始します。 ※区画墓地から合葬式墓地への変更に伴い、区画墓地を返還していただきます。
------	-----------------	--